

第6章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 多様な主体の参加と協働による推進体制

愛知県は、本計画の主体的かつ総合的な実施主体として、本計画を着実に推進し、目標の実現を図ります。

本計画の目標実現に向けては、住まい・まちづくりに密接に関わる福祉、環境、防災、防犯などの各分野に係る部局との緊密な連携を図るとともに、社会経済情勢の変化や財政状況、住宅需要の動向などへの対応を適切に行いながら、効果的・効率的に取組を進めていきます。

また、市町村、地方住宅供給公社などの公的団体、住まい手、住宅関連事業者、NPO、専門家などの県内の住まい・まちづくりを担うそれぞれの主体についても、本計画の目標像を共有し、それぞれの自主的な取組を基本としつつ、計画の実現に向けた一層の連携を図りながら、推進体制の充実・強化に努めていきます。

特に、住まい・まちづくりに関連する愛知県の関係団体である、愛知県地域住宅協議会、愛知県居住支援協議会、愛知ゆとりある住まい推進協議会、マンション管理推進協議会、愛知県建築物地震対策推進協議会、愛知県建築安全安心マネジメント協議会などについては、そこに参加する団体と県との様々な情報や認識の共有を図る場として積極的な活用を図ることで、連携と協働により本計画の効果的な推進を図っていきます。



2 計画の継続的なモニタリング

県民に対する説明責任を果たしつつ、本計画の実効性を高めるため、定期的かつ必要に応じて、施策・事業の進捗状況などを把握するとともに、目標の達成状況を示す成果指標などを用いて、施策・事業の効果について分析・評価を行います。

本計画は、県民の安全・安心で住み続けることができる住まい・まちづくりを推進していくための計画であり、長期的な取組のもと、実現を図っていく必要があることから、計画期間として10年間で定めています。しかし、今後の社会経済情勢の変化や施策・事業の効果に対する評価を踏まえ、概ね5年後に見直しや所要の変更を行うものとします。なお、緊急に住宅政策を大幅に変更する必要性が生じた場合には、適時、計画の見直しや所要の変更を行うものとします。